

基本目標.4 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

4-1 防災・減災の推進

担当課

健康福祉課、建設課、危機管理情報推進課、
子育て支援課、教育振興課



1. 現状

- 地域における自主防災活動の推進のため、現在174名の防災士^{※38}を養成しており、町内3地区（東飯田・南山田・野矢）で防災士会が結成され、他の地区でも結成に向けた動きがあります。
- 令和2年7月豪雨災害の経験に加え、「避難情報に関するガイドライン」の改正により、住民の早期避難意識が高まっています。
- 令和2年7月豪雨災害においては、ボランティア団体による支援活動に加え、地域における自主的な避難行動や災害復旧活動の必要性が再認識され、住民の災害時も含めた「共助」の大切さが見直されています。
- 防災無線については、電波法の改正に伴いアナログ方式からデジタル方式へ移行するため、令和2年度から令和4年度にかけて施設整備を進めています。
- 本町には耐震性が不足している住居が多く、地理的特性から、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に建築物が存在しており、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害では多くの被害が発生したことから、建築物耐震化の促進や危険区域からの住居移転に対して補助事業を整備し、安全の確保に努めています。

2. 課題

- 激甚化・頻発化する災害においては、行政のみですべてに対応することが困難な状況です。
- 防災士の組織化の推進とスキルアップや消防組織等との役割分担が求められます。
- 多様な避難者に対応する避難所の設置及び新たな避難所の受入・運営体制の構築が求められています。
- 過去の災害を振り返り、反省点を踏まえ、危機管理体制を見直すことも必要です。
- ケーブルテレビは、住民への情報起点として、各種告知や情報発信を行っていますが、災害情報や緊急放送等緊急の情報発信が可能なシステムの構築が重要です。
- 耐震不足により、災害時の家屋倒壊や土砂災害特別警戒区域内での崩落等による人的被害発生につながる恐れがありますが、建築物の耐震化や危険区域からの移転が進んでいません。

3. 基本方針

- 頻発する自然災害等に対して、インフラ施設等については、地域防災や国土強靭化の観点にたって、計画的な整備を行います。加えて、避難場所の確保と運営、災害情報伝達、住民一人ひとりの防災意識の向上による地域防災力の強化等ソフト面の充実を図り、総合的な防災・減災対策を推進します。

※38 防災士とは、“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。

○消防団や防災士、自主防災組織^{*39}等との連携を図り、行政区単位での防災見守りマップづくりや避難訓練等を通して、日頃からの災害に対する備えや災害発生時に自発的な避難行動が行える地域づくりを推進します。

○住宅・建築物の耐震化や安全性の向上を図るとともに、急傾斜地等の危険区域内にある住宅については、急傾斜対策や移転の促進に取り組み、安全・安心な暮らしを守るまちづくりを行います。

4. 目標達成のための施策

①防災・災害情報機能の充実	○災害時、住民へ確実に避難情報等を届けることができるよう、平時から情報伝達手段について住民に周知するとともに、ケーブルテレビ・ホームページ・防災無線・SNS等を活用した情報伝達体制を整備します。
②災害復旧と減災対策	○道路や河川等の公共土木施設災害の早期復旧に努めるとともに、頻発する自然災害等に対応するため、砂防事業や急傾斜対策事業等の減災対策の促進を図ります。 ○耐震性の不足している住宅・建築物の耐震化や急傾斜地等の危険区域内からの移転促進に努めます。
③防災意識の啓発	○自然災害等に対し、自発的な避難行動等につながるよう、防災に関する情報提供や啓発を行うとともに、行政区単位での防災見守りマップづくりや避難訓練等を通して、防災意識の向上を図ります。 ○幼児・児童・生徒を対象として、災害の特性をとらえた防災教育に取り組みます。
④防災体制の充実	○九重町業務継続計画(BCP)に基づき行政機能を維持します。 ○防災士や自主防災組織の育成や連携を図り、地域における防災体制の充実に努めます。

5. 目標指標

指標	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
木造住宅耐震改修件数(累積)	件	0	10
防災士の育成数(累積)	人	174	250
防災見守りマップづくり実施件数(累積)	件	56	156

みんなで築くまちづくり



- 災害時に備え、災害が発生した際の町からの情報伝達手段を把握しましょう。
- 近隣とのコミュニケーションを大切にし、災害時の連絡・避難・救助活動に活かしましょう。
- 災害の発生に備えて防災グッズ等を準備するとともに、防災ハザードマップや避難所等を確認しましょう。

*39 自主防災組織とは、自治会や校区等の単位で住民が主体となってつくる防災組織のこと。

4-2 安全な暮らしの推進

担当課

商工観光・自然環境課
危機管理情報推進課、教育振興課



1. 現状

- 本町の消防体制は、日田玖珠広域消防組合と1本部13分団28部の九重町消防団から成り、住民の安全・安心の確保、救命率の向上をめざし、消防・救助・水防活動等を行っています。しかし、近年の人口減少により過去10年間で75名の団員が減少し、活動に支障が出ている部も存在します。
- このような中、消防力の整備指針に基づく消防施設等の整備やAED^{※40}の普及啓発及び住宅火災警報器の設置促進を行っており、防火水槽等の防災施設については、地区からの要望に基づき、順次整備を進めています。
- 防犯対策に関しては、高齢者を狙った悪徳商法、インターネットを利用した詐欺等様々な手法の犯罪が発生しており、町内でも相談が増えています。
- 増加している消費者トラブル問題については、消費生活相談窓口を引き続き設置し、トラブルへの対応や被害に遭わないための啓発を行っています。
- 高齢者が運転する自動車の事故が多発していることに伴い、これまで以上に高齢者の交通事故防止に対する関心と重要性が高まっています。

2. 課題

- 消防団において、団員数の問題から活動に支障が出ている部もあり、消防団の待遇改善や編成見直しが必要です。
- 防犯対策については、住民が被害に遭わないための意識啓発が大切です。
- 交通事故減少のため、交通安全協会と連携した交通安全意識の向上と道路や交通安全施設の整備等、交通安全対策の推進が重要です。
- 社会情勢の変化に伴い、消費生活相談も多様化しており、その対応策として関係機関との連携がこれまで以上に重要となります。

3. 基本方針

- 住民の生命・財産を守るため、消防車両や防火水槽・消火栓等の消防施設を計画的に更新し、消防力の充実を図るとともに、消防団員の加入を促進し、組織の強化に努めます。
- 防犯活動については、警察や防犯協会等と連携を図りながら、街頭キャンペーンや地域安全運動を展開し、住民との協働による犯罪の抑止活動を推進し、犯罪のないまちをめざします。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺が全国的な問題となっており、女性や子どもへの犯罪も増加していることから、地域の関係機関・団体と連携し、犯罪の防止に向け取り組みます。
- 交通安全については、住民の安全な交通環境を確保するため、カーブミラーやガードレール等の安全施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携して総合的な交通安全対策を推進します。

※40 AED(Automated External Defibrillator)とは、血液を流すポンプ機能を失った状態の心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

- 近年の多様化する消費者トラブルに対応するため、関係機関等と連携を図り、事例検討会や研修を通して、相談員のスキルアップを図るとともに、消費者教育を推進します。

4. 目標達成のための施策

①消防施設・体制の充実強化	○消防車両、防火水槽等の消防施設の整備・充実を図るとともに、消防団への加入促進を行います。
②防犯対策の推進	○一人ひとりの身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動を推進するため、学校や警察、防犯協会等と連携し、防犯対策の強化を図ります。
③交通安全の推進	○交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、学校や警察、交通安全協会等と連携を図り、交通事故のない安全で安心な交通社会実現に取り組みます。
④消費生活相談の充実	○消費生活相談窓口により、消費者トラブルへのきめ細かな対応を図るとともに、各種団体の学習会等を通じて啓発活動を行うことにより被害の未然防止に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
消防団員の退団者に占める新規入団者の割合(3箇年平均)	%	43.6(H30～R2)	70(R6～R8)
死亡事故発生件数(年間)	件	0	0
犯罪認知件数(年間)	件	9	0

みんなで築くまちづくり

- 消防団活動に積極的に協力しましょう。
 ○思いやりや心くばりを大切にした、身近な見守り活動を推進しましょう。
 ○自動車を運転する際は、交通ルールやマナーを守りましょう。
 ○消費者トラブルについて知り、被害の発生を防ぎましょう。